

全体シンポジウム 報告1

兵庫県明石市における専門職の活用と法科大学院卒業生への期待

泉 房穂

1 はじめに

東経135度の日本標準時子午線上にある明石市は、人口約29万人の特例市である。

明石市は、世界一長い吊橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に臨む雄大な景観が楽しめるほか、瀬戸内海の豊かな漁場で捕れる鯛、タコ、のりは全国に誇る特産物となっており、また万葉歌人・柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれ、世界最古の長編小説とも言われる源氏物語の舞台にもなるなど、風光明媚な歴史あるまちとしても知られている。

本稿では、この明石市における地域主権への取組みと弁護士をはじめとする専門職職員の活用、地方自治体における法科大学院卒業生の活躍への期待について述べることにする。

2 総職員数削減と専門職職員の採用

明石市では、厳しい財政状況のなか持続可能な財政構造の構築をめざして行財政改革に取り組んでおり、歳出のなかで大きな比重を占める人件費削減のため、総職員数削減等の取組みを進めているところである。

このような中、明石市では、平成24年度に弁護士を一挙に5名、平成25年度には臨床心理士3名および社会福祉士4名をそれぞれ任期付職員として採用した。なお、弁護士は応募総数22名、臨床心理士は応募総数49名、社会福祉士は応募総数86名といういずれも多数の応募者の中から採用したものである。さらに現在、公認会計士（任期付職員）2名の募集も行っているところ

である。このうち弁護士採用の取組み自体は、全国的に例はあるものの、地方自治体が一挙に5名もの弁護士を採用するのは、全国初の試みであった。

総職員数を削減する中であって、明石市がこのように積極的に専門職職員の採用を進めているのは、地方行政の質的改革および市民サービス拡充のためである。すなわち、今日の日本社会は、地域主権の時代に移行してきており、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定を日々迫られ、その中で専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきており、こうした知識や能力を有する職員がこれまで以上に必要とされるようになってきている。さらに現在は、いじめ・児童虐待など行政の関与が求められる様々な問題が複雑化・深刻化してきており、これらに対応できる専門性を有する人材を外部から確保するべく積極的な専門職職員の採用を行っているのである。

上記のとおり、明石市でも多くの他の自治体と同様に職員の削減や予算の縮小といった行財政改革を進めているところであるが、明石市では、消極的な施策にとどまらず、このような専門職の積極的な活用により、真の行政需要にこたえるための地方行政の質的改革を実行しているところである。

3 専門職を活用した明石市の取組み

次に、明石市における専門職を活用した具体的な取組みについて述べる。明石市においては、平成25年度から弁護士をはじめとする専門職と一般の職員との積極的な連携（チームアプローチ）により、以下のような新たな市民サービスの提供を行っている。

(1) まず、近年深刻化しているいじめ問題に対応するため、市長事務部局に新たにいじめ相談に特化した相談窓口を設置し、「いじめ総合相談」を開始した。これは、臨床心理士職員がスクールカウンセラー、社会福祉士職員がスクールソーシャルワーカー、弁護士職員がスクールロイヤーとして、また教員OB職員がスクールアドバイザーとして、いじめ問題に関して相互に連携しながら総合的かつ臨機応変な対応を行うものである。いじめ問題に関しては、教育委員会といじめに悩む子どもやその保護者とが緊張関係に立つ事案もありうることから、教育委員会だけではなく、市長事務部局にも相談

窓口を設置することによってそのような事案にも的確に対応できるようにし、また相談の受け皿を増やすことで、より子どもやその保護者等からのSOSを受け止めやすく、また問題が深刻化する前に早期に対応できるようにしようとするものである。

いじめによる子どもの自殺が重大な社会問題となっている今日、明石市では市民にとって一番身近な行政である基礎自治体として、子どもの目線に立ったいじめ対策を引き続き積極的に進めて行く考えである。

(2) さらに明石市では、専門職職員および一般の職員がチームを組んで、市民の自宅や病院の枕元などを訪問し、総合的な相談援助を行う「総合訪問相談」も実施している。明石市では、平成24年度より、弁護士職員が病気等の理由で外出が困難な市民の枕元まで訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐ取組みを開始していたが、この総合訪問相談はこれをさらに発展させ、市民からのより幅広い相談に対応しようとするものである。

そして、専門職職員は、それぞれの専門性をより業務に活かし、また専門職職員間の連携による相乗効果を高めることで市民のニーズにより一層応えていくため、日頃から緊密な協力関係を築いているほか、定期的に協議を行う等により連携強化を図っている。

これらの専門職職員を活用した取組みは、市民からも大変好評である。

4 任期付弁護士職員の業務

(1) 専門職職員のうち、弁護士資格をもつ5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談、研修等の様々な業務に携わっている。

平成24年度の1年間の任期付弁護士職員による主な実績を簡単に紹介すると、職員からの業務に関する法律相談に応じる庁内法律相談は333件、市民からの法律相談に応じる市民法律相談は230件、職員の福利厚生の一環として、平成25年1月30日から開始した職員の個人的内容に係る法律相談に応じる職員個人法律相談は6件、合計569件と多数の多様な法律相談業務に対応

している。

前年度(平成23年度)の顧問弁護士への庁内法律相談件数が年間58件であったことからすると、これまで潜在化していた需要が一気に顕在化したとすることができる。このように職員が気軽に弁護士に相談できるようになったことにより、職員はより一層自信をもって自らの業務に取り組むことができるようになり、任期付弁護士職員の採用は一般の職員からも大変好評である。

なお、任期付弁護士職員は、この他にも訴訟や調停の市側代理人としての業務や外部弁護士に依頼している訴訟等についての外部弁護士と原課との間の調整作業、クレーム対応等もしており、これにより一般の職員ができる限り本来業務に専念できるようにしている。

さらに、任期付弁護士職員は、一般の職員とともに真に市民のためになる基礎自治体のあり方、具体的には国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠を形作るための重要な施策の企画・検討・立案等も担っている。

(2) このように、明石市では任期付弁護士職員の活用により、明石市役所全体の法務能力向上を図っているわけであるが、ここで一つ大切なことがある。

それは、任期付弁護士職員の採用は任期付弁護士職員が地方自治体における法務的な業務の全てを担い、他の一般の職員は法務的な業務に関与しないというような職務の切り分けを意図したものではないということである。

地方自治体には、既に法務課などにおいて総合的な法務業務を経験した者や各部署において取り扱う各種法令等に関する知識を有する者も存在する一方、普段はあまり法務的な業務に携わることがなく、何かあれば法務課に相談すればよいという程度の認識の職員も多い。

しかし、これからの地域主権の時代には、地方自治体の自己責任が厳しく問われる時代となるが故に、法務能力の欠如が思わぬ重大なリスクを招くとの認識を有しており、そのような事態に陥ることは当該職員にとっても、地方自治体にとっても市民にとっても不幸であり、全ての職員の法務能力の向上に取り組むたいと考えている。

現在、任期付弁護士職員と一般の職員は机を並べて一緒に働いており、一般の職員が気軽に任期付弁護士職員に相談できる体制となっている。一般の職員が任期付弁護士職員に気軽に相談できるようにするということには、これにより法に従った適正な処理を行うことを可能にするという狙いがあるのはもちろんであるが、それだけではない。法律の専門家である弁護士と一緒に協議・検討を行いその見解やそこに至る検討・調査の過程を間近で見ること、法的な観点からまとめられた書面等に多く触れること等により、一般の職員自身も法的なものの見方や考え方、書面のまとめ方等を身に付ける機会にしようということをも意図しているのである。そして、任期付弁護士職員にはこのことに十分留意した対応をしてもらっている。

また、現在、任期付弁護士職員による地方行政実務に密着した研修なども積極的に実施しており、今年度（平成25年度）からは、自治体職員の法務能力を向上させるための検定である「自治体法務検定」も活用していくことになっている。

現在の厳しい経済情勢等からすると、限られた人員で質の高い業務を行うということがこれまで以上に求められる傾向が強くなっていくものと思われ、このような一人ひとりの職員の能力の向上は、これからの時代にますます重要になってくるものと考えている。

5 明石市における法科大学院卒業生の採用と活躍への期待

現在、明石市役所には4名の法科大学院卒業生が一般の職員として在籍している。この4名はいずれもいわゆる司法試験合格者ではないが、法科大学院で身に付けた法的思考力や調査能力等を活かして、法務課をはじめとする様々な部署で大いに活躍しているところである。

上記のとおり、地方自治体では一人ひとりの職員の能力向上が必須となってきており、法科大学院において法的素養を身に付けた卒業生は大変貴重な人材であり、地方自治体の法務能力の底上げの重要な鍵となりうるものと考えている。

そこで、明石市では本年（平成25年）、法科大学院卒業生を対象とした事

務職員募集のチラシを初めて作成してこれを配布した。

市長就任以来、「公は尊い」と言い続けているが、私利私欲ではなく、また特定の集団のためでもなく、市民のために仕事をする「公務員」としてのやりがいと達成感は非常に大きいものがあり、地方自治体、特に市民に最も身近な基礎自治体での業務は、まさに自らが市民に役立っていることが実感できる素晴らしいものである。地方自治体において法務能力を持つ職員が求められていることは前述のとおりであり、一方、法科大学院で身に付けた能力を活かして社会で活躍したいと考えている法科大学院卒業生にとっても、地方自治体は卒業後の進路として、大変魅力のある職場となりうると考えているので、ぜひ、多くの法科大学院卒業生に地方自治体で働くという選択肢もあるということを知っていただきたい。

法科大学院卒業生の全てが法曹となるわけではないという現状の下では、法曹とならない法科大学院卒業生が社会で活かされないのは社会的損失であり、その活用は社会的要請ともいえるところ、地方自治体はこのような人材を活かすことのできる最適な場の一つなのである。

そして、法科大学院卒業生の活用を進めていくためには、法科大学院が質の高い教育を行っていることは当然の前提であるが、法科大学院卒業生がその教育により高い法務能力を身に付けていることが何らかの形で証明・担保されることも効果的であると考えます。

その意味では、例えば法科大学院生または法科大学院卒業生を対象とした新たな認定資格を創設するといったことも検討の余地があるのではないかと考えている。

6 市民への責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要がある。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあっては、地方自治体はその役割を果たす

ことが今まで以上に強く求められている。

明石市では、まさにこのような観点から前述のとおり専門職職員による訪問相談等を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという新しい取組を開始している。

さらに、明石市では今後も犯罪被害者支援や近年特に深刻さを増している児童虐待といった様々な問題への対応策についても任期付弁護士職員をはじめとする専門職職員に市民目線で積極的に取り組んでもらう予定でもある。

そしてこのような任期付の専門職職員と正規職員として任期の定めなく採用された法科大学院卒業生がともに協力し合って業務を遂行していくことができれば、地方行政の質的改革と市民サービスの拡充をより一層実現できるものと考えている。

明石市は、専門職職員の活用により、現在のような困難な時代における市民の期待により一層応える行政を実現していきたいと考えている。このように地方自治体の内部に弁護士をはじめとする専門職職員や法科大学院卒業生が位置づいて業務を行うということは、地域主権を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。

(いずみ ふさほ 明石市長／弁護士／社会福祉士)